

第 5 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和3年10月15日

(令和2年度決算)

(農林水産部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和3年10月15日(金曜日)

午前9時58分開議

午前11時37分閉会

本日の会議に付した事件

議案第36号 令和2年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第45号 令和2年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 令和2年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

- 委員長 淵上陽一
- 副委員長 増永慎一郎
- 委員 鎌田聡
- 委員 井手順雄
- 委員 池田和貴
- 委員 前田憲秀
- 委員 松村秀逸
- 委員 山本伸裕
- 委員 高島和男
- 委員 大平雄一
- 委員 島田稔
- 委員 西村尚武

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

- 部長 竹内信義
- 政策審議監 阪本清貴
- 生産経営局長 下田安幸
- 農村振興局長 渡邊昌明

森林局長 大岩禎一

水産局長 山田雅章

首席審議員

兼農林水産政策課長 深川元樹

団体支援課長 加藤栄一

流通アグリビジネス課長 中島豪

首席審議員

兼農業技術課長 酒瀬川美鈴

農産園芸課長 楮本亮治

政策監 武田好文

畜産課長 上村佳朗

農地・担い手支援課長 高野真

農村計画課長 清藤浩文

農地整備課長 青木公平

むらづくり課長 吉住俊郎

技術管理課長 徳永昭彦

森林整備課長 笹木征道

林業振興課長 山下裕史

森林保全課長 中尾倫仁

水産振興課長 堀田英一

漁港漁場整備課長 植野幹博

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 手島和生

首席審議員兼会計課長 永江昌二

監査委員事務局出席者

局長 西浦一義

首席審議員兼監査監 伊津野裕昭

事務局職員出席者

議事課主幹 宗像克彦

議事課主幹 平江正博

午前9時58分開議

○淵上陽一委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第5回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、農林水産部の審査を行うこととしております。

それでは、これより農林水産部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままでも簡潔にお願いします。

それでは、農林水産部長から決算概要の総括説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、竹内農林水産部長。

○竹内農林水産部長 おはようございます。

本日は、よろしくご挨拶申し上げます。

それでは、令和2年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして、御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、農林水産部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

「有害鳥獣に係る農業被害等について、関係各部各課が連携した対策により、一部減少傾向にあるが、依然として、農林漁業者等住民の不安も強いことから、一層の対策に取り組むこと。」との御指摘をいただきました。

関係各部との連携につきましては、農林水産部、健康福祉部、環境生活部や警察本部、各広域本部、地域振興局など30課で構成いたします熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議を平成23年度に設置して以降、継続して、全庁的な連携の下で取組を進めております。

今年度におきましても、7月15日に第1回プロジェクト会議を開催し、被害情報の共有、地域ごとの被害の特徴と対策、狩猟免許保持者の高齢化と減少に対応した免許取得者

の育成、確保の取組などについて、情報共有と意見交換を行いました。

この会議での議論も踏まえまして、今年度は、近年急増しております冬場の鳥類による露地野菜被害への対策を県が中心となって広域的に実施するとともに、若手の狩猟者の育成を強化するなど、庁内関係部はもとより、市町村や農業団体等と連携した取組を進めております。

さらに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の改正法が9月15日に施行され、新たに都道府県による広域捕獲、捕獲技術開発の成果の普及など、捕獲の強化が位置づけられました。

このことを踏まえまして、市町村や関係団体との連携をさらに強化し、広域的な被害防止に向け、1、野生鳥獣が生息しにくい環境整備と管理、2、農地への侵入被害防止、3、有害鳥獣捕獲、4、ジビエ利活用の推進という4本柱による総合的な対策を県がリーダーシップを取りながら推進してまいります。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の令和2年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、左側、歳入につきましては、一般会計と2本の特別会計を合わせまして、収入済額は、475億1,100万円余で、不納欠損はございません。

なお、収入未済額は2億3,200万円余で、農林漁業者への貸付金等でございます。

次に、右側、歳出につきましては、支出済額は726億5,700万円余、翌年度繰越額は596億8,700万円余で、工事資材の調達や建設関係技能者の確保が困難となるなど、やむを得ず繰り越したものです。

また、不用額は、146億4,700万円余で、令和2年7月豪雨関連の補助事業における要望額の精査等に伴う事業量の減等によるもので

ございます。

詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課、深川でございます。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。

説明に入ります前に、初めに、監査結果についてでございますが、農林水産部に关しましては、指摘事項はございませんでした。

それでは、2ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

続きまして、歳出について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

一番下の段、農業総務費について、不用額1,348万円余を計上しておりますが、主に事業量の減少等に伴う執行残でございます。翌年度への繰越しはございません。

農林水産政策課は以上です。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

7ページをお願いいたします。

最上段の農業改良資金貸付金回収金及び最下段の貸付金延滞違約金に収入未済額がございますが、後ほど附属資料で説明いたします。

続きまして、歳出について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

最下段の農業金融対策費ですが、これは、農業関係の各種制度資金に係る経費でございます。

不用額5,662万円余につきましては、貸付金の資金需要が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

10ページをお願いいたします。

最上段の農業協同組合指導費ですが、これは、農業協同組合の検査、指導に係る経費でございます。

不用額1,078万円余を計上していますが、農協の組織体制強化に係る事業量の減に伴う執行残でございます。

13ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

14ページをお願いいたします。

上から2段目の林業・木材産業改善資金違約金に収入未済額がございますが、後ほど附属資料で説明いたします。

15ページをお願いいたします。

歳出についてですが、上から2段目の林業・木材産業改善資金助成金は、林業及び木材産業での経営改善等への取組に対する無利子の貸付資金で、3段目の木材産業等高度化推進資金助成金は、木材の生産等を担う事業者への資金に対して、その原資を県が金融機関へ預託するものでございます。

不用額7,668万円余、7,002万円余につきましては、資金需要額が見込額を下回ったことによるものでございます。

16ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

下から2段目の沿岸漁業改善資金貸付金償還元金と最下段の貸付金延滞違約金に収入未済額がございますが、後ほど附属資料で説明いたします。

17ページをお願いいたします。

歳出についてですが、沿岸漁業改善資金助成金は、漁業経営の近代化に必要な資金を無

利子で貸し付けるものでございます。

不用額7,098万円につきましては、資金需要額が見込額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料、こちらの1ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

球磨川流域農業保険制度加入促進事業については、令和2年度2月補正予算で成立した予算を繰り越したもので、農業保険加入推進に係る広報活動を12月にかけて展開してまいります。

ページ飛びまして、134ページをお願いいたします。

団体支援課の収入未済の状況について説明いたします。

まず、上段の表、一般会計ですが、農業改良資金貸付金回収金と次の貸付金延滞違約金に、右から4列目の収入未済額は、それぞれ1,850万円余、645万円余があり、借入者の経営不振等による収入未済となっております。このうち、本年9月末までに35万円余を回収しております。

中段の林業改善資金特別会計については、令和元年度までに、林業・木材産業改善資金の元金償還が完了したことに伴う延滞違約金2,265万円余が収入未済となっております。本年9月末までに17万円を回収しております。

下段の沿岸漁業改善資金特別会計について、元金954万円余、延滞違約金363万円余が収入未済となっております。本年9月末までに51万円余を回収しております。

135ページをお願いいたします。

上段の表は、収入未済額の過去3年間の推移になります。

1段目、2段目の農業改良資金の元金と違約金の合計額は、前年度から161万円余減少しております。

4段目の漁協金融円滑化資金につきましては、延滞違約金について、誓約書に基づき、毎年37万円余を分納中です。

5段目、6段目の林業・木材産業改善資金の元金と違約金の合計額は、前年度から24万円減少しております。

7段目、8段目の沿岸漁業改善資金の過年度分の元金と違約金の合計額は、前年度から60万円減少しております。

現年度分に係る収入未済額が、3段目、7番目にございますが、これらは、年度末における減額の調定漏れで、今年度に入りまして減額調定を行い、解消しております。

団体支援課の収入未済額は、全体として140万円余の減となります。

下段の収入未済額の状況ですが、延滞者の数は、分割納付中の下段、合計欄のとおり16名で、いずれも分納により納付いただいております。

136ページをお願いいたします。

未収金対策についてですが、全ての貸付金において、分納計画どおりに確実に納付されるよう、管理台帳による償還状況の点検、把握のほか、面談や電話等による催告は、債務者に加えて、連帯保証人に対しても徹底しております。

また、新たな未収金の発生を防止するため、期限内償還の呼びかけや延滞発生後の速やかな督促のほか、農協、漁協、森林組合を通じて経営状況を把握しながら、催告を行っているところです。

未収金の回収につきましては、引き続き、関係機関と連携を図り、確実な償還に努めてまいります。

団体支援課は以上でございます。

○中島流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

説明資料に戻っていただきまして、18ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。

19ページの雑入に収入未済額がございますが、これは、後ほど附属資料で御説明いたします。

予算現額と収入済額との差が大きいものについて御説明いたします。

18ページ、3段目の地方創生推進交付金につきましては、8,900万円余を計上しております。これは、地域未来モデル事業における翌年度への繰越し等によるものです。

最下段の食料産業・6次産業化交付金につきましては、1億1,000万円余を計上しております。これは、輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業の要望量の減少等によるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

20ページをお願いします。

2段目の農業総務費については、不用額は2,700万円余を計上しておりますが、主に入札に伴う執行残でございます。

次に、下のページ、2段目の農業改良普及費について、不用額は1,600万円余を計上しておりますが、主に計画変更や事業量の減少等に伴う執行残でございます。

翌年度の繰越額につきましては、別冊の附属資料で御説明いたします。

附属資料の2ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について御説明いたします。

1段目の地域未来モデル事業については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、海外発注しました資機材の入手難、建設関係技能者の不足により、不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。7月には全て完了しております。

2段目の6次産業化総合支援強化事業及び3段目の輸出先国市場ニーズ対応食品製造施設等整備支援事業につきましては、昨年7月

の豪雨災害に伴う資機材の入手難、建設関係技能者の不足により、不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。ともに6月までには完了しております。

4段目の企業の農業参入トータルサポート事業につきましては、地権者との用地協議に不測の日数を要し、やむを得ず繰越したのですが、10月末には完了予定となっております。

ページ飛びまして、137ページをお願いいたします。

収入未済額の状況について御説明いたします。

1の歳入決算の状況のとおり、収入未済額が5,335万5,000円となっております。これは、国の地方創生推進交付金を活用した令和2年度地域未来投資促進事業において、事業者が水産加工施設等を整備する計画のところ、4の令和2年度未収金対策の欄のとおり、補助条件に反しまして、目的外の使用等が判明したことから、補助金7,835万5,000円の交付決定を3月26日に取り消し、交付額全額の返還を命じたものです。

これまで、事業者から返還金の一部2,500万円は回収いたしました。未納額5,335万5,000円につきましては、再三にわたって電話や面談等で期限内の返還を求めましたが、これに応じず、納付されていない状況です。

そこで、未収金の対策としまして、速やかな回収を図るため、民事訴訟法に基づく支払い督促の申立てを行いました。これを受け、事業者から異議の申立てがなされ、訴訟に移行したため、8月27日に知事の専決処分により訴えの提起を行い、このたびの9月議会におきまして承認をいただいたところです。

今後、返還金や加算金、延滞金の金員の一括返還と強制執行が可能となる仮執行宣言付きの判決を求めていくこととしております。

なお、このような事案を未然に防止するため、今年度、本事業の補助金交付要領を改正

いたしまして、概算払い申請時には、事業完了報告と併せまして、機械等の発注状況や工事履行証明の提出、さらには職員による現地確認の徹底など、具体的な再発防止策に取り組んでおります。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、不納欠損額はございません。

25ページの最下段の雑入に収入未済額がございますが、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、24ページの5段目の農畜産物売払収入が主なものです。これは、農業研究センターにおける生産物売払収入で、農畜産物の収量増によるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

26ページをお願いいたします。

最下段の農業改良普及費ですが、これは、普及職員の人件費や活動費です。

不用額3,300万円余を計上しておりますが、主に計画変更及び事業量の減に伴う執行残です。

次の27ページの下段の農作物対策費ですが、これは、主に環境保全型農業の推進に要する経費です。

不用額3,400万円余を計上しておりますが、主に計画変更及び事業量の減に伴う執行残です。

28ページをお願いします。

下段の農業研究センター費ですが、これは、農業研究センターの管理及び農業部門に係る職員の人件費や研究費です。

不用額4,200万円余を計上しております

が、主に人件費の執行残です。

次の29ページ、上段の農業研究センター費ですが、これは、農業研究センターの畜産部門における職員の人件費や研究費です。

不用額1,100万円余を計上しておりますが、主に人件費の執行残です。

下段の農業施設災害復旧費ですが、これは、農業研究センターの施設や設備の災害復旧費です。

不用額1,200万円余を計上しておりますが、主に計画変更及び事業量の減に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の3ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について御説明いたします。

農業研究センターにおける施設改修事業と完全閉鎖温室空調設備改修事業について、工事の調整等に不測の日数を要したため、次年度に繰り越しております。

現在、改修工事につきましては、全体の約4割が完了、完全閉鎖温室空調設備改修工事については、既に完了いたしております。

138ページをお願いいたします。

収入未済額の状況につきましては、1の歳入決算の状況のとおり、収入未済額が5万5,000円となっております。これは、平成28年11月に発生した公用車の交通事故に伴う損害賠償金です。

債務者及び親族との面談、債務者の財産調査等必要な対策を行っているところですが、債務者には資産等はなく、無職で生活保護を受給していることもあり、昨年度は徴収できておりませんでした。本年4月に時効援用申立書が県に提出され、時効の完成により債権が消滅したことから、7月に不納欠損処分を行っております。

農業技術課は以上でございます。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます

す。

説明資料の30ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

不納欠損、収入未済はございません。

予算現額と収入済額の差額が大きいものを中心に説明いたします。

2段目の国庫支出金、国庫補助金につきましては、64億円余の減額となっておりますが、差額が大きいものが3つございます。

まず、下から2段目の国産農産物生産・供給体制強化対策費補助でございますが、備考欄のとおり、国産農畜産物供給力強靱化対策事業や産地パワーアップ事業費補助金の繰越しや入札に伴う減でございます。

最下段の国産農産物供給力強靱化対策事業費補助につきましては、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金などの事業量の減、入札に伴う減でございます。

下のページでございますが、下から2段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、先ほど説明いたしました国産農畜産物供給力強靱化対策事業費の県負担分に同交付金を充当したものでございますが、繰越しに伴う減でございます。

32ページをお願いいたします。

諸収入につきましては、3,700万円余の減額となっておりますが、最下段の産地パワーアップ事業補助金は、国から全国団体に基金として積み立てられた財源を活用するもので、入札に伴う減でございます。

次に、下のページ、歳出についてでございます。

翌年度繰越額は、58億6,700万円余、不用額は、8億6,700万円余生じてございますが、最下段から34ページに記載の農作物対策費が中心でございます。

繰越額につきましては、後ほど一括して説明をいたします。

最下段の農作物対策費の不用額につきましては、備考欄の理由にございますが、まず、

入札に伴う執行残でございます。その多くは、ハウスなどの農業用施設等を整備します産地パワーアップ事業や農産物の集出荷施設等を整備します国産農畜産物供給力強靱化対策事業によるものでございます。

2つ目の計画変更や事業量減少に伴う執行残につきましては、国の経済対策として、2月補正で承認いただきました事業の中で、水田リノベーション事業など3事業につきまして、国が令和2年度内に交付決定ができなかったことから、繰越しができずに不用額となったものでございます。

なお、この3事業につきましては、今年度6月補正で再度承認をいただいております。

続きまして、繰越事業につきまして、別冊の附属資料4ページをお願いいたします。

明許繰越分が4事業ございます。

1段目から3段目、産地パワーアップ事業、国産農畜産物供給力強靱化対策事業、次代につながる熊本の果樹強化対策事業につきましては、新型コロナによりまして、資機材や建設関係技能者の不足によりまして、不測の日数を要したものでございます。産地パワーアップ事業、それから次代につながる熊本の果樹強化対策事業については、全て完了してございます。

2段目の国産農畜産物供給力強靱化対策事業につきましては、4地区のうち3地区が完了してございます。残り1地区は、年度内の完了予定でございます。

4段目の産地パワーアップ事業、令和2年の経済対策分でございますが、国の経済対策に対応いたしまして、2月補正で予算成立し、繰越しをしているものでございます。

次に、下のページ、事故繰越でございます。

産地パワーアップ事業の令和元年度経済対策分でございますが、これにつきましては、農産物の集出荷施設等の整備2地区分でございます。新型コロナで資機材や建設関係技能

者が不足したことによりまして、不測の日数を要したためでございます。現在は、2地区とも事業は完了してございます。

農産園芸課は以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の35ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、36ページ、上から5段目の家畜伝染病予防事業費負担金でございます。これは、家畜伝染病防疫対策事業における事業量の増によるものでございます。

また、下から2段目、消費・安全対策推進交付金でございますが、これは、家畜衛生管理指導事業における事業量の減によるものでございます。

最下段の消費・安全対策整備交付金でございますが、これは、野生動物侵入防止柵整備事業における事業量の減によるものでございます。

下の37ページ、3段目の畜産競争力強化整備事業費補助でございますが、これは、畜産クラスター事業における事業量の減及び翌年度への繰越しによるものでございます。

4段目の国産農林水産物等販売促進緊急対策事業費補助でございます。これは、県産牛肉等学校給食提供推進事業における事業量の減によるものでございます。

下から2段目に財産収入の項目がございます。予算額よりも721万円余多く収入を得ておりますが、これは、備考欄の検定終了牛売払い収入や、38ページ、3段目の備考欄の凍結精液売払い収入の増によるものでございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

40ページをお願いします。

最下段の畜産振興費は、畜産クラスター事

業をはじめとした畜産業の振興に資する費用でございます。

不用額7億641万円余を計上しておりますが、主に畜産クラスター事業等の事業量減少に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

41ページ、2段目の家畜保健衛生費は、家畜保健衛生所の施設整備をはじめとした家畜の衛生防疫に資する費用でございます。

不用額3億149万円余を計上しておりますが、主な理由は、防護柵事業等の事業量減少及び阿蘇、城南家畜保健衛生所施設整備の入札に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、附属資料の6ページをお願いします。

明許繰越しについて御説明いたします。

1段目の畜産クラスター事業、R元経済対策追加及び最下段の家畜保健衛生所施設整備事業につきましては、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したものです。畜産クラスター事業は6月までに、家畜保健衛生所施設整備事業は10月までに完了しております。

2段目の熊本県産和牛肥育農家緊急支援事業につきましては、公益社団法人熊本県畜産協会との施工計画協議に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものです。6月までに完了しております。

5段目の畜産クラスター事業、R2経済対策分につきましては、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったことから繰り越したものです。年度内完了に向けて現在取り組んでおります。

8ページをお願いします。

事故繰越について御説明いたします。

1段目の畜産クラスター事業、R元経済対

策分につきましては、令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したのですが、4月までに完了しております。

2段目の家畜衛生管理指導事業、R元経済対策分及び3段目の家畜衛生管理、R元経済対策追加分につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、工事施工体制を見直したことで、感染拡大の影響により、資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したのですが、12月完了に向けて取り組んでおります。

畜産課は以上でございます。

○高野農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

説明資料のほうで、43ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損、収入未済額はございません。

予算現額と収入済額の差が大きいものを中心に説明いたします。

44ページのほうに、国庫支出金、国庫補助金の1つ目でございますが、1段目、農業委員会等振興助成費補助は、市町村農業委員会の推進活動に対する交付金などがございますが、事業実績の減によるものでございます。

4段目の地方創生推進交付金は、農業の継承支援事業や農の人づくり事業などでございますが、新型コロナウイルス感染症の急拡大の影響で事業量の減となったものでございます。

最下段の強い農業・担い手づくり総合支援交付金は、昨年7月豪雨の被災農業者に対し、農業用機械や施設の修繕再取得を支援したものでございますが、事業量の減や繰越しに伴う減によるものでございます。

下のページ、最上段の農業経営法人化支援総合事業費補助金は、法人化の支援や専門家の派遣による農業経営相談を行う事業です

が、事業量の減によるものでございます。

2段目の農業・食品産業強化対策整備交付金は、国の経済対策に対応したもので、担い手へ農業機械や施設導入を行うものですが、国の内示減や事業量の減少によるものでございます。

47ページをお願いいたします。

最上段の繰入金につきましては、農地中間管理機構事業につきまして、7月豪雨の被災市町村を中心に業務委託などの事業量が減少したものでございます。

3段目の諸収入につきましては、就農支援資金貸付金の回収が繰上償還により増となったものでございます。

次の段、雑入につきましては、48ページをお願いします。

1段目の農業次世代人材投資事業補助金につきましては、従前の青年就農給付金事業でございますが、給付申請者が予定より減となったものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

下のページ、3段目の農業総務費につきましては、農地集積や農業委員会の活動、農業の経営継承推進に要する経費でございます。

不用額1億9,800万円余を計上しておりますが、計画変更や事業量の減少に伴う執行残、入札残による執行残でございます。

50ページをお願いします。

上段の農業改良普及費は、新規就農者等の担い手対策に要する経費でございますが、不用額は、1億8,300万円余を計上しております。この理由は、主に農業次世代人材投資事業などの事業量の減少による執行残でございます。

下段の農業構造改善事業費につきましては、担い手や7月豪雨の被災農業者に対する農業機械や施設等の導入支援に要する経費でございます。

不用額4億1,500万円余を計上しております

すが、その理由は、国の内示減による執行残でございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、ほかの事業を含めまして、後ほど附属資料にて説明いたします。

下のページ、農業指導施設費につきましては、農業大学校関連の経費でございますが、不用額2,300万円余を計上しております。施設改修事業に係る入札に伴う執行残等でございます。

続きまして、附属資料のほうで9ページをお願いします。

まず、明許繰越してございます。

2段目の強い農業担い手交付金(被災農業者支援型)については、7月豪雨で被災された方の農業機械等の復旧支援ですが、生活再建や農地復旧の見通しなどの関係で、被災者は営農方針を決定するまでに期間を要したことなどから繰り越したものです。今年度に出されました追加要望を含め、来年3月までの完了を目指しております。

3段目の担い手確保・経営強化支援事業は、担い手の農業機械や施設導入に対し補助するもので、国の経済対策に伴い、2月補正で予算化しましたが、年度内の事業完了が見込めず繰り越しました。来年3月までの完了を目指しております。

4段目の農大施設保全改修事業については、工事を担当する営繕課が7月豪雨に係る災害復旧工事を優先させる判断を行ったことから、一部工事の発注を翌年度に繰り越したものです。

10ページをお願いします。

事故繰越でございますが、被災農業者向け農舎等復旧支援事業については、熊本地震で被災した牛舎や農業用倉庫の復旧を行う事業で、西原村が行う宅地復旧公共工事の進捗が遅れたため、着工が遅れまして、繰り越したものでございます。12月の完了を目指しております。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○清藤農村計画課長 農村計画課でございます。

説明資料に戻っていただき、52ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はありません。

2段目の国営土地改良事業費負担金において、収入未済額がございます。後ほど附属資料で説明させていただきます。

予算現額と収入済額の差が大きいものについて説明をいたします。

53ページをお願いいたします。

1段目の農村地域防災減災事業費補助と4段目の農業競争力強化基盤整備事業費補助は、いずれも繰越しに伴う減でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

55ページをお願いします。

最下段の土地改良費についてですが、これは、国営土地改良事業負担金や市町村が実施する土地改良事業に対する助成、県営農業農村整備事業の新規地区の調査計画等に要した経費で、不用額6,250万円余を計上しておりますが、これは、主に事業量の減少等に伴う執行残によるものでございます。

続きまして、附属資料の11ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

繰り越した事業は、県営農業農村整備事業の新規地区に係る調査計画や田んぼダム実証実験事業であり、関係機関や地元との調整に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴う2月補正で成立した予算によるもので、やむを得ず繰り越したものでございます。いずれも、本年度内の完了に向けて取り組んでいるところでございます。

続きまして、139ページをお願いいたしま

す。

収入未済について説明させていただきます。

1の歳入決算の状況ですが、国営土地改良事業費負担金の収入未済額が1,270万円余となっており、羊角湾地区で実施しました農用地造成事業に係るものでございます。

収入未済の理由ですが、備考欄に記載のとおり、農家の高齢化や離農等、農業情勢の変化に伴う支払い能力の低下によるものでございます。

次に、2の収入未済額の過去3年間の推移でございますが、平成30年度から徐々に減少しているところです。これは、土地改良区の役員等による個別訪問による督促等に努力していただいた結果、令和2年度の納入額は1万9,000円余となりました。

4の令和2年度の未収金対策ですが、土地改良区に対し、未納金解消対策の年度計画の策定、未納受益者の一覧表作成、文書や電話による督促の実施等、協議、指導を行っているところです。

今後とも、未収金が解消されるよう、天草市とも連携して取り組んでまいります。

農村計画課は以上でございます。

○青木農地整備課長 農地整備課でございます。

説明資料に戻っていただき、57ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

分担金及び負担金でございますが、土地改良事業及び災害復旧事業に係るものでございまして、58ページまで、その内容を記載しております。

予算現額と収入済額との比較で増減が生じておりますが、これは、主に国庫補助金の内示減と、予算計上後に分担金、負担金の間で額の変更が生じたものでございます。

58ページをお願いします。

6段目の国庫支出金でございますが、内容を61ページまで記載しております。これは、土地改良事業及び災害復旧事業等に対する国庫補助金でございます。

58ページ、下から4段目の農地費国庫補助金で、予算現額と収入済額との比較で82億3,400万円余の差が生じております。また、60ページ、下から2段目の災害復旧費国庫補助金で149億2,800万円余の差が生じております。これらについては、主に国庫内示額の減及び繰越しに伴う減でございます。

次に、61ページをお願いします。

下から2段目の諸収入でございますが、62ページまで記載しております。

予算現額と収入済額の比較で4億7,000万円余の差が生じておりますが、主に農地等災害復旧受託事業の事業量の減及び繰越しに伴う受託事業収入の減によるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

63ページをお願いします。

3段目の土地改良費でございますが、農業生産基盤整備事業費等、各種土地改良事業に要した経費でございます。63ページから64ページまでに事業の概要を記載しております。

不用額の1億9,300万円余につきましては、国からの内示額が予算額を下回ったこと、事業量の減少などに伴う執行残でございます。

翌年度繰越額については、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

次に、64ページ、2段目の農地防災事業費でございますが、農村地域防災減災事業等、各種防災事業に要した経費でございます。

不用額の7億4,000万円余につきましては、主に災害関連として漂着流木に係る撤去処分費について、天候等の影響により処分重量が想定を下回ったことによる執行残でございます。

次に、最下段の災害復旧費の農地災害復旧費でございます。

被災した農地、農業用施設の復旧に要した経費でございますが、不用額の70億1,500万円余につきましては、主に災害関連の際、計画見直しや事業量の減少などに伴う執行残によるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料、12ページをお願いします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

まず、明許繰越しでございますが、土地改良事業及び災害復旧事業関係について、12ページから35ページまでに記載しております。

明許繰越しの箇所数及び繰越額の合計は、35ページの最下段に記載しているとおりでございます。

これら事業の繰越しの主な理由といたしましては、地元との協議に不測の日数を要したものの、追加工事、工法検討、他工事との調整に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴い、2月補正予算で成立したため、年度内の事業完了が見込めなかったもの、資材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したものの、関係機関との協議に不測の日数を要したもので、いずれもやむを得ず繰越したものでございます。

地元関係者との調整が必要なことから、進捗率が低い地区もございますが、事業効果が早期に発現できるよう、今年度の工事完了を目指しているところでございます。

続きまして、36ページをお願いします。

事故繰越でございます。

36ページから45ページまでに記載しております。

事故繰越の箇所数、繰越額の合計は、45ページ、最下段に記載しているとおりで、主な理由は、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したものの、他工事との調整の協議に不測の日数を要したものでござい

ます。年度内には全て完了する予定でございます。

次に、143ページをお願いします。

取得用地の未登記一覧表を記載しております。

工事施行に伴い、取得した用地につきまして、相続登記等の関係で未登記となっているものでございます。

表の中ほど、Gの欄に登記残筆数がございます。

これにありますように、一番下段でございます令和2年度末の未登記は75筆で、令和元年度末の70筆から5筆増となっております。

なお、増となった5筆につきましては、令和3年5月時点で登記が完了しており、令和2年度発生分については、100%処理が完了しております。

今後とも、関係者の動向や現地の状況を把握しながら、原因となっている事項に細かく対応し、未登記解消に努めてまいります。

農地整備課は以上でございます。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

説明資料65ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額とにもございません。

最上段の国庫支出金については、次のページにかけて記載しております。

これは、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業、鳥獣被害防止対策事業などの各事業に対する国庫補助金でございます。

6段目の農山漁村地域活性化推進交付金とその下の同整備交付金の予算現額と収入未済額の差につきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金の追加内示を待っておりましたが、年度内に国庫内示がなかったことによること、それから繰越しが発生したことによる減でございます。推進交付金1,955万円余と整

備交付金4,657万円余が差額でございます。

続きまして、66ページをお願いします。

66ページの中山間地農業ルネッサンス事業の983万円につきましても、追加配分待ちの予算、国庫内示減ということでございます。

中ほどの繰入金、ふるさと・水と土保全基金からの繰入金でございます。

予算現額と収入済額との差655万円余については、新型コロナ禍の中、年明けから年度末にかけての開催を予定しておりましたフォーラムを中止するなど、突発的な事業量減が発生したことによって、基金を取り崩して繰り入れた額が減ったものでございます。

続きまして、67ページをお願いいたします。

歳出に関する説明をいたします。

農業総務費ですが、不用額の1,549万円余につきましても、ここには中山間地域直接支払事業について、ここの総務費に入っております。国からの内示減、事業量減に伴う執行残、経費削減による減などがございます。

続きまして、68ページをお願いいたします。

上段の農作物対策費について、繰越しについては、次の繰越額調べで説明を行います。

不用額については、3,997万円余でございますけれども、先ほどの説明と同様に、鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業の財源としております国の鳥獣被害防止総合対策交付金の追加割当て内示を待ってございましたが、年度内の内示がなかったことによる不用額でございます。

続いて、土地改良費をお願いします。

不用額の2,106万円余につきましても、事業量等の減による執行残が、中山間農業モデル地区支援事業で国庫の活用分がございまして、その分と、未来につなぐふるさと応援事業に係る基金からの取崩しで発生しております。それから、国からの内示減につきましても、主に多面的機能支払事業に要する経費で

生じたものでございます。

続きまして、別冊の繰越事業調べ、46ページをお願いいたします。

附属資料の46ページでございます。

むらづくり課の繰越事業につきましても、46ページに記載の明許繰越しのみでございます。

事業名欄の鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業の南阿蘇村分でございますけれども、ここは、圃場整備に伴い、侵入防止柵をあらかじめ、場所を設計していただいていたところなんです、その工事との兼ね合いで繰り越したものでございます。

同事業、天草市分は、イノシシの減容化施設というものの設置に当たりまして、地元との調整に時間を要したものでございます。

また、鳥獣被害防止総合対策事業の西原村分は、経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の完了が見込めなかったものでございます。

むらづくり課は以上でございます。

○徳永技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料の69ページをお願いします。

まず、歳入につきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。

1段目の地籍調査費補助におきまして、予算現額と収入済額との比較で減額が生じております。これは、繰越しに伴う減でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

70ページをお願いします。

農地総務費及び土地改良費で不用額を計上しております。これは、主として人件費の執行残でございます。

翌年度繰越しにつきましても、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

下の71ページ、林業総務費においても同様

に、主として人件費の執行残を不用額として計上しております。

続きまして、別冊の附属資料47ページをお願いいたします。

今年度へ繰越しとなった事業について御説明します。

八代市ほか5市町村における地籍調査費につきましては、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したものの、また、47ページから48ページにかけて記載しております八代市ほか4町村における地籍調査費、R2経済対策分につきましては、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったものであり、いずれもやむを得ず繰り越したものでございます。

なお、いずれの市町村につきましても、調査は順調に進んでおり、今年度内に完了する予定でございます。

技術管理課は以上でございます。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

説明資料の72ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額の差が大きいものにつきましては、73ページの1段目、国庫支出金がございます。これは、5段目の造林事業費補助や下から2段目の合板・製材生産性強化対策事業費補助等における翌年度への繰越しによるものです。

また、74ページの5段目の財産収入ですが、主に75ページの6段目の県有林売払収入によるものであり、県有林の木材販売収入が増加したことから、5,200万円余の増となったものです。

続きまして、歳出について説明いたします。

78ページをお願いいたします。

下段の林業総務費については、森林の公益的機能を確保するための森づくり事業等に充当している経費であり、不用額6,800万円余を計上しておりますが、主に事業量の減少に伴う執行残です。

翌年度繰越額については、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

79ページをお願いいたします。

下段の林業振興指導費において、1,100万円余の不用額を計上しておりますが、主に事業量の減少に伴う執行残です。

80ページをお願いいたします。

中段の造林費では、2,600万円余の不用額を計上しておりますが、主に入札に伴う執行残です。

81ページをお願いいたします。

下段の県有林費では、1,800万円余の不用額を計上しておりますが、主に事業量の減少に伴う執行残です。

続きまして、附属資料の49ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

49ページから52ページにかけましては、明許繰越しでございます。

49ページの下から3段目の間伐等森林整備促進対策事業、R2経済対策分、最下段の森林環境保全整備事業、R2経済対策分など、森林整備を支援する事業におきましては、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったことや技能者の不足等から不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものでございます。これらについては、年度内の完了に向けて取り組んでおります。

53ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

間伐等森林整備促進対策事業、R元年度経済対策分及び県有林整備事業の2事業でございます。

新型コロナウイルス感染症対策や降雪の影響により、工事施工に不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したのですが、既に全て事業完了しております。

森林整備課は以上でございます。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料の83ページをお願いします。

まず、歳入ですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

主な項目について御説明いたします。

4段目、国庫支出金ですが、予算現額と収入済額との差額39億7,736万円につきましては、ほとんどが翌年度への繰越しによるものでございます。

主な内訳としましては、2段下の農山漁村地域整備交付金及び84ページ、最上段の道整備交付金は、林道の整備等に対する国の交付金、85ページ、最上段の木材加工流通施設等復旧対策事業費補助及び5段目の現年林道災害復旧費補助は、令和2年7月豪雨による木材加工施設や林道災害復旧に対する補助金ですが、いずれも繰越しに伴う減及び事業費確定に伴う減となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

88ページをお願いします。

1段目の林業費で、翌年度繰越額が16億8,434万円余、不用額が5億927万円余となっております。

翌年度繰越額については、後ほど別冊で御説明させていただきます。

不用額の内訳として、まず、最下段、林業振興指導費で3億1,931万円余となっており、その主なものが被災木材加工流通施設等復旧対策事業ですが、国からの内示減によるものでございます。

下のページ、下段の林道費で、不用額が1億8,309万円余となっておりますが、これ

は、令和2年7月豪雨災害に伴う計画変更による事業量の減などによる執行残でございます。

90ページ、下段、林道災害復旧費の不用額5億4,919万円余につきましては、事業量の減によるものでございます。

続きまして、附属資料の54ページをお願いします。

今年度繰越しとなった事業について御説明いたします。

まず、明許繰越しですが、54ページから57ページにかけて記載しております。

県営林道事業及び現年林道災害復旧事業など9事業を繰り越しており、主な理由としましては、災害による資材搬入道の不通により不測の日数を要したことなどによるものです。繰り越した箇所につきましては、年度内完了に向けて取り組んでいるところでございます。

58ページをお願いします。

事故繰越でございます。

県営林道事業など4事業でございます。

主な繰越理由としましては、こちらも災害による資材搬入道の不通により不測の日数を要したことなどによるもので、3か所が既に完了しており、その他につきましても、年度内の完了に向け取り組んでおります。

林業振興課は以上です。

○中尾森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料の91ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額及び収入未済額は、ともにありません。

予算規模と収入済額との差が大きいものにつきましては、1段目の国庫支出金が104億7,000万円余の減となっておりますが、これは、5段目の治山事業や6段目の緊急治山事業など災害関連事業の翌年度への繰越しによるものです。

続きまして、歳出について説明いたします。

95ページをお願いします。

2段目の治山費ですが、これは、山地災害の復旧などの治山事業等に要する経費です。

不用額13億5,000万円余を計上しておりますが、不用額を生じた理由は、計画変更、事業量の減少等に伴う執行残が中心です。

内訳としましては、主に1の治山事業費と2の緊急治山事業によるものですが、令和2年7月豪雨により、工事の進入路となる市町村道や林道等が被災し、工事が発注できなくなり、後年度の他事業への計画への変更をしたものや事業実施後の事業量の減に伴うものです。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

96ページをお願いします。

3段目の治山施設災害復旧費ですが、これは、豪雨災害により被災した治山施設の復旧に要する経費ですが、不用額3億200万円余を計上しております。これは、主に災害査定による減です。

続きまして、附属資料の60ページをお願いします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

まず、明許繰越しについてですが、60ページから117ページにかけて記載しております。

事業は、保安林整備事業、治山事業、緊急治山事業、単県治山事業、治山激甚災害対策特別緊急事業等の災害関連事業を中心に繰越しをしております。

主な理由としましては、令和2年7月豪雨による被災箇所の復旧で、69ページから記載しております緊急治山事業という国の補助事業を積極的に活用するため、被災後に予算を計上するとともに、地元との用地、補償協議に不測の日数を要したこと、また、本体工事

に関する工事調整、主に工法検討に不測の日数を要したもので、工事に係る分をやむなく繰り越したものです。12月末までには全て発注できるよう準備を進めています。

118ページをお願いします。

事故繰越でございます。

治山事業、緊急治山事業などの山地災害箇所の災害関連において、事故繰越工事が発生しており、118ページから123ページにかけて記載しております。

主な理由としましては、7月豪雨に伴い、資機材及び建設関係技能者の不足により、不測の日数を要し、やむを得ず繰越しとなったものです。今年度内には全て完了する見込みです。

森林保全課は以上でございます。

○堀田水産振興課長 水産振興課でございます。

説明資料の97ページをお願いいたします。

歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はありません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、下から3段目、国庫補助金がございます。

主なものとしましては、次の98ページ、上から5段目の国産農林水産物等販売促進緊急対策事業費補助における事業量の減によるものです。この事業は、コロナ対策として、学校給食への食材提供等を助成する事業でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

102ページをお願いいたします。

最下段の水産業振興費は、水産資源の回復、漁場環境の改善、流通対策等、水産業振興のための各種施策に要する経費です。

不用額6,924万円余を計上しておりますが、主に事業量の減に伴う執行残となっております。

103ページをお願いします。

下段の水産業強化対策事業費は、共同利用施設整備などに要する経費です。

不用額2,081万円余を計上しておりますが、主に入札に伴う執行残となっております。

104ページをお願いいたします。

最下段の漁業取締費は、漁業取締船の運航などに要する経費です。

不用額1,642万円余を計上しておりますが、主に経費節減に伴う執行残となっております。

105ページをお願いします。

中段の水産研究センター費は、水産研究センターの運営及び研究に要する経費でございます。

不用額4,723万円余を計上しておりますが、主に施設の改修工事等の入札に伴う執行残となっております。

続きまして、附属資料の124ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

上段のくまもとの魚緊急販売促進事業につきましては、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったため、やむを得ず繰り越したものです。今年度中に完了を予定しております。

また、下段の有明海・八代海再生事業につきましては、地元の県漁連との施工計画協議に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものです。こちらにつきましては、今年中に完了予定を見込んでおります。

続きまして、附属資料142ページをお願いいたします。

昨年度に有償譲渡しました県有財産について説明いたします。

漁業調査船「ひのくに」は、水産研究センターで、本県海域における水産資源の持続的

利用や赤潮被害対策等の試験研究の推進を図るために使用しておりますけれども、昨年度、代船建造に伴い、不用となる現船を一般競争入札により売却処分したものです。

水産振興課は以上でございます。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

説明資料の106ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

収入未済額につきましては、上から3段目、公害防止事業費事業者負担金と、108ページの下から2段目、雑入にございます。これにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

1ページ戻っていただいて、107ページをお願いします。

予算現額と収入済額との比較で、上から4段目の国庫補助金で9億3,300万円余の差が生じていますが、主な理由は繰越しによるものでございます。

繰越しにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

109ページをお願いします。

歳出についてですが、最下段の漁港建設管理費の不用額が2億3,500万円余となっております。これは、漁港整備に係る費用でありまして、不用が生じた主な理由としましては、事業量の減少によるものでございます。

110ページをお願いします。

漁港災害復旧費の不用額が5,500万円余となっております。これは、災害復旧に係る費用でありまして、不用が生じた主な理由は、事業量の減によるものでございます。

次に、別冊の附属資料をお願いします。

繰越しについて御説明いたします。

125ページをお願いします。125ページから133ページにかけて記載をいたしております。

ここで、129ページをお願いします。

下から2段目からの漁港施設機能強化事業費、次の130ページから132ページにかけての水産物供給基盤機能保全事業費は、国の経済対策関連でございます。

この国の経済対策を除く通常分の主な繰越理由としましては、地元漁業者との工事の施工計画協議に不測の日数を要したものでございます。これらの工事は全て年度内に完了予定でございます。

133ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

水俣市が事業主体の水産物供給基盤機能保全事業でございます。

事故繰越の理由は、資機材及び建設関係技能者の不足により、やむを得ず事故繰りとなったものですが、工事は、本年8月に完了しております。

140ページをお願いします。

収入未済について御説明いたします。

まず、上の表の1段目、公害防止事業費事業者負担金は、水俣市の丸島漁港におきまして、昭和62年度に、公害防止事業により、水銀を含んだ汚泥の除去を行っておりますが、汚染原因者1人が、この事業で負担すべき金額が未納となっているものでございます。負担金9,070万円余のうち、強制徴収などによりまして、これまで1,230万円余を回収しております。残りが7,830万円余、これが未納となっております。

現在は、無限責任を負います代表者の高齢厚生年金の受給権を差押えをしまして、未収金に充当しております。

今後も、高齢厚生年金の差押えを継続するとともに、新たな資産の保有がないか、資産調査を継続して実施し、できる限りの回収に取り組んでまいります。

次に、2段目の漁港施設使用料は、牛深漁港の浄化施設使用料に関するものでございます。施設を利用している1社の経営状況悪化

で使用料滞納がありましたが、これは令和2年5月に完納されて解消されました。

次に、3段目の雑入につきまして、これは、放置船処分行政代執行費用に関するものでございます。

牛深漁港内に長期間放置していた船舶の所有者に対しまして、再三撤去指導を実施しましたが、船の老朽化で沈没等での被害の発生の危険性が高まりましたので、平成30年9月に行政代執行法の手続で撤去及び処分を実施したものでございます。

下のページの4に記載しておりますとおり、これまで納付命令書や納付通知書、督促状を送付してはございましたけれども、受取人不在等で返送されてきたため、親族に督促状を手渡ししましたが、その後も納入が確認されておりませんでしたので、令和元年度に担当職員を徴収職員に任命しまして、資産確認等の調査や国税徴収法に基づく船舶内の動産差押え等の手続を行いました。その後も、本人への電話による接触の試みや文書送付による納入指導を行うとともに、財産調査等も実施しております。

今後も、本人の所在や財産の調査をより一層強化しまして、債権回収に最大限取り組んでまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○瀧上陽一委員長 以上で農林水産部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○高島和男委員 20ページの流通アグリビジネス課と103ページの水産振興課の水産物流通対策事業費に共通することだものですか、お尋ねをしたいと思うんですけれども。農産物のセールスの強化事業ということで、

大都市圏、関西圏辺りの百貨店や量販店に熊本フェアを実施されたということでございます。水産物の魚の販路V字回復についても、同じように、消費拡大のキャンペーンを実施したということの、実施したというところまでは書いてあるんですが、その結果、消費拡大につながったのか、大都市で実際に取引が始まったのか、そこいらを両方お聞かせいただきたいと思っております。

○中島流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

委員御指摘の大都市圏への農林水産物のフェアにつきましては、これまでの事業につきましては、県の経済連または果実連、そういった団体と連携いたしまして、大手量販店等へのフェア等の開催を行っております。

そういった中で、バイヤー等を活用しました流通販売、そちらのほうも継続して行っているわけですが、その中で、大都市のほうの店舗になりますけれども、そういったところのほうで継続的に現在も取扱いを行っている業者がおります。そういった中で、単発的な事業にならないように、今後もそういった事業者と継続して事業のほうを進めてまいりたいと思っております。

流通アグリビジネス課は以上です。

○堀田水産振興課長 水産振興課です。

水産振興課における大都市圏での販売促進の事業でございますが、こちらにつきましては、県の養殖の組合さん等を通じまして、大都市圏での量販店等を通じまして、販売促進を図っているところでございます。販売促進機関も、京浜等への応募もたくさんあっておりまして、その後の状況としましても、海水養殖組合さん等に確認しているところでは、継続して取引が行われ、以前よりもそういったものが強化されているというような感触を得ているというふうに伺っております。

今後も引き続き、大都市圏、県内も含めて、販売促進に取り組んでまいりたいと思っております。

水産振興課は以上でございます。

○高島和男委員 継続していくというようなお話が両者から聞こえてまいりました。コロナ禍で大型の百貨店辺りも随分と厳しいような状況かと思っておりますので、また引き続き、熊本の農産物あるいは農業者、生産者の皆さん方のプラスになるように、ぜひバックアップも引き続きお願いをしていきたいと思っております。

続けて、もう1点いいですか。

畜産課ですね。40ページです。

ひと・うし・しごとづくりステップアップ事業ということで、地方創生推進交付金事業ということで1,290万、約1,300万円でございますが、スタートアップといたしますか、初期投資を応援してやるというような内容だと思うんですけども、新規就農が1件だったということでございますけれども、この1件というのは、当初の目的、目標というのが、何戸あったのか、なかったのか、たった1戸なのか、いや、1戸もあったということなのか、そこいらを教えてください。

○上村畜産課長 今御指摘いただきましたたった1戸なのかということなんですけれども、畜産においては、なかなか新規参入がとても難しいというところがありまして、我々としては1戸できたというふうに思っております。

令和2年度が、コロナの影響で、畜産者のマインドというか、すごく下がってまして、なかなか少なかったんですけども、今年度はちょっと前向きにもう少し増えているところですよ。

以上です。

○高島和男委員 こうした補助金といいますが、頂いてスタートをされるというのは、何か縛り的なものはあるんですか。3年間は必ずしなさいよというか、何らかの縛り的なものはあるんですか。

○上村畜産課長 この事業においては、具体的な縛りは、明示的に要領には載せてはおりません。ただ、JAであったり地域振興局の農業改良普及センターであったりがしっかりバックアップしていくことにしていますので、経営が安定するまできちんと支援していくこととしております。

○高島和男委員 本当に、スタートしたものの、スタートしたらその後がまたいろいろと大変だろうと思いますので、そこいらのフォローもしっかりと引き続きお願いしていきたいと思います。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○増永慎一郎副委員長 2つありますけれども、まず1つ目、これはお願いなんですけれども。お願いというか、昨年の委員長報告のときに、改善事項ということで、農林水産部の中には、要は、未収金対策については指摘がなかったというふうに思っている次第でございますけれども、金額的に未収金がかなり残ってますので、これに関しては、ほかの未収金が残っている部と同様に、きちんと今後も対応していただきたいというふうに思います。

2点目でございます。

資料の75ページ、県有林売払収入ですね。これは多分木材の値段が上がったんだろうというふうに考えているんですけれども、どうですかね。

○笹木森林整備課長 県有林の売払いについては、どちらかという予算上はそれなりに安全側で見ているわけなんですけれども、実際は、売り払うときに事業者との競りで上がってきます。

特に、昨年度については、今ウッドショックの話が出てますけれども、昨年度は、まだウッドショックというのがそれほどではございませんでしたが、今年度、またウッドショックということで出てますので、よりちょっと3年度は高いような形になると思います。まあちょっと、これについては、ある程度予想よりも高く売れたというような形です。

○増永慎一郎副委員長 いやいや、私が聞いているのは、木の値段が上がったのか、それとも売った面積が広く量が多かったのか、だから売った値段が高かったんですかという話を聞いてます。

○笹木森林整備課長 木の値段が上がったということです。

○増永慎一郎副委員長 県有林に関しては、そもそもの話なんですけれども、どういう認識で——県有林ですから、財産的な部分で認識をされているのか、または別に、何か水の保全とか、そういった保全的な部分で考えられているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○笹木森林整備課長 県有林については、主に経営林と保全するような山ということで、2つに分かれて考えてまして、特にこの売っているものについては、普通財産扱いということで、売るような財産としての、要はその公益的機能とかそういうことではなくて、財産を形成するためのものとしての主目的になってございます。

○増永慎一郎副委員長 例えば、81ページの県有林費ですね。この部分で、実際、何というか、売払い費用より県有林を管理するお金が圧倒的に多いわけなんですね。ですから、この辺は、今さっき言われたように、その財産として管理する部分と、それからそういった土地の保全とか水の涵養とか、そういう部分を考えている部分があつてやられているとは思いますが、言うなれば県民の財産なんですよ。その辺の感覚がきちんと合っていないと、なかなか説明しづらいというふうに思います。

ですから、日頃から、県有林に関しては、県民の財産というふうな観点から、きちんとどれくらいの額があつて、どれくらいの部分がいわゆる財産として見ている、または今さっき言われたように、水の涵養とか土地の保全とかというふうに見ているという感覚をぜひ持っていただきたいというふうに思います。

何でかと申しますと、やっぱり今回ウッドショックで木材の値段が上がりまして、いろんな地元の方々、県有林ば売ってから、コロナとかありよるけん、今高かけん、それで財政の支援とかできるとじゃないとという声も聞こえてきますから、ぜひそういう観点を持って管理をしていただきたいとします。

また、一方では、これは関係ない話なんですけれども、例えば県有林を切るときに、今作業道とか入れてますけれども、逆にそれが災いをして、個人の山とかが駄目になるとか、地域に水が入ってくるとか、農業の用水に迷惑をかけているとかという話もあります。

ですから、そういった部分に配慮はぜひしてもらわないといけませんし、例えば、近くの県有林を伐採するとき、地元で伐採しますよという一言の声かけもない。そういう話もございますので、非常に、うちの地元というか上益城辺りは県有林が非常に多くありま

すので、ぜひ、その辺は、県民の財産だという考え方できちんと管理をしていただくようお願いをしておきます。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○池田和貴委員 これは、水産振興課、附属資料の142ページ。

熊本県漁業調査船「ひのくに」の売却が出ております。これは、一般競争入札で売却をされたということなんですけれども、どれくらいの会社がこれ参加をしたのか。あと、すみません、船を売却するので、船の価格って中古車市場とかあるわけじゃないので、ちょっと感覚がわからないので、ここは適正かどうかというのは、判断がつかなかったものですから、その辺を教えていただければと思います。

○堀田水産振興課長 水産振興課です。

まず、価格につきましては、事前に査定を一応やっておりますけれども、この際の査定額が、「ひのくに」で一応100万円程度という査定をしております。それからすると、300万ということなので、高く買っていたいたなということ考えております。船の中身としては、これは強化プラスチックということですので、資材として活用というよりも、まだ船として使えると。竣工年度が平成13年ということで、このときで、もう20年近くたっているところではございますけれども、内容的にも、まだある程度使えるということでの評価だったというふうに思っております。

それと、参加者につきましては、すみません、今手元の資料でちょっとまだ見つけ切れてないんですけれども、落札としては、地元の造船業者さんのほうで落札をされたというふうに聞いております。

○池田和貴委員 後で教えてください。

査定額が100万で、それが331万で売れたということで、それは適正な価格以上に——まあ売却してよかったということで分かりましたので、後でその入札参加者を教えてください。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○山本伸裕委員 漁港漁場整備課の未収金対策のところ、ちょっとお尋ねしたいんですけども。ちょっと説明聞いただけでは、滞納者の状況が悪質なのか、それとも老齢厚生年金差押えが非人道的なのか、ちょっと判断がつかないんですけども。未収金の金額が7,834万ですね。それで、差押額というのは、2年度でどれぐらいの金額になるんでしょうか。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

差押え、この回収の状況ですけれども、まず最初、平成5年から7年度までの3年間は自主納入をしてもらいました。90万円です。その後、会社が平成8年度に解散しました。その後は、清算人の無限責任社員個人に請求をしております。差押え関係は、平成14年と18年に銀行等の預金を520万余り回収しました。そして、平成18年度から、この老齢厚生年金の差押えを行ってございまして、平成18年から令和2年度までで約620万回収をしております。年間でいきますと、30数万から40万程度です。年で少し変わりますけれども。

以上でございます。

○山本伸裕委員 ちょっと未収金額からすると、何というか、実質的には見せしめ的な感じがしないでもないですね。ちょっとやっぱりそこは、要するに本人がその資産がない

と、支払い能力がないというようなことで差し押えされているんだらうと思うんですけども、もともと老齢厚生年金というのは差押禁止事項ですよ。違いますか。

○淵上陽一委員長 差押えは、大体厚生年金にはできないのじゃないかということで御質問。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

年金差押えにつきましては、年金機構、ちょっと正式名称は忘れちゃったけれども、そこで手続をやってまして、2か月に1回差し押さえてますけれども、これについては、年金機構から、まずは、最低本人にやるべき分を差し引いた残り、今回は、今月分は何万円ということで通知が来まして、その分が2か月に1回納入されています。

以上です。

○山本伸裕委員 後で結構ですけれども、年金が振り込まれた日付と差し押さえた日付を教えてください。後で結構です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで農林水産部の審査を終了します。

次回の第6回委員会は、10月18日月曜日午前10時に開会し、教育委員会、企業局、病院局の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

本日は、御苦勞さまでした。

午前11時37分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
決算特別委員会委員長